



SOCOTEC が発行する第三者保証報告書、妥当性確認報告書・検証報告書の使用方法について

ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社
執行役員社長 二場 誠吾

第三者保証業務、J-クレジット制度における妥当性確認・検証業務、ASSET・SHIFT 事業における基準年排出量・報告年排出量検証業務等について当社にご依頼いただいた組織・企業様（以下、依頼者という）には、当社が適用する保証・検証基準に従い保証手続きを実装し、依頼者の主張に対する意見を表明する「第三者保証報告書」「妥当性確認・検証報告書」「検証報告書」（以下、声明書という）を発行いたします。

依頼者がこれらの声明書の内容を公表するにあたり、当社又は当社が参加する GHG 排出量検証スキームにおけるスキームオーナー（J-クレジット制度事務局、環境省等）が事前に承認した様式のみに従い公表することができるものとします。

声明書を依頼者の都合で一部加工、変更することは一切許可されません。

声明書の意見の種類は、大きく分けて適正意見、不適正意見、意見不表明があります。

また意見の表明においては依頼者と合意した保証水準（合理的保証、限定的保証）に基づくものとなっています。

サステナビリティレポート、統合報告書、企業 Web サイト等における情報開示を行う際に、声明書を使用する際には、声明書の意見が対象とする情報を明示し、声明書における意見において閲覧者の誤解を招くことがなきよう以下の事項を順守してください。

- 1) 文字・画像が判別できる
- 2) 声明書における意見の対象情報が明確にされている
- 3) 声明書が加工されていない
- 4) 声明書の一部抜粋等を行わない
- 5) 提供した声明書に記載された意見の種類、保証水準に誤解が生じない又は意図的に改ざんする又は、声明書を引用して説明する文章に矛盾、不一致がないこと